



平成 29 年 4 月 12 日

会社名 株式会社アパールデータ
代表者名 代表取締役社長 広光 勲
(コード番号 6 9 1 8 J A S D A Q)
問合せ先責任者 管理本部担当部長 大関 拓夫
(電話 0 4 2 - 7 3 2 - 1 0 0 0)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更、並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月下旬開催予定の第 58 期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行すること、及び同株主総会に当該移行に伴う「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関し、取締役及び監査等委員である取締役の候補者につきましても決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行権限の取締役への委任による意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指すため、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 29 年 6 月下旬開催予定の第 58 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務を行わない取締役との間にも責任限定契約を締結することが可能になったため、今後も有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)と責任限定契約を締結することができる旨を規定するものです。なお当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです。
- ④ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所定の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

定款変更は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 29 年 6 月下旬

定款変更の効力発生予定日 平成 29 年 6 月下旬

3. 役員人事

役員人事につきましては、平成 29 年 6 月下旬開催予定の当社第 58 期定時株主総及びその後開催される取締役会の承認を経て、正式に決定する予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

氏 名	現役職名	
ひろみつ いさお 広光 勲	代表取締役社長	再任
なかやま のりくに 仲山 典邦	常務取締役 営業部ゼネラルマネジャー	再任
きくち ゆたか 菊地 豊	常務取締役生産統括担当兼管理本部長、財務担当	再任
いわた なおき 岩本 直樹	第一開発部ゼネラルマネジャー兼 第二開発部ゼネラルマネジャー	新任

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏 名	現役職名	
おおつか ただひこ 大塚 忠彦	常勤監査役	再任
かねこ たけのり 金子 健紀	監査役（社外）	再任
かなざわ けんいち 金澤 健一	監査役（社外）	再任

(3) 退任予定の取締役

氏 名	現役職名
しまむら きよし 嶋村 清	取締役
かわい よしみち 河合 芳道	取締役（社外）

*嶋村 清氏は退任後、顧問に就任する予定です。

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4)</u> 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3)</u> 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は8名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及び各監査役</u>に対して、会日の3日前までに発するものとする。</p> <p>但し、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第25条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>28</u>条 (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。</p> <p>但し、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議をもって重要な業務執行(同上第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第<u>29</u>条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第30条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(員数) 第31条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第31条 当会社は、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会</u>) 第32条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会規程) 第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会</u>の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>の招集通知は、<u>各監査役</u>に対して、会日の3日前までに発するものとする。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに<u>各監査等委員</u>に対して発する。 但し、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(<u>監査役会</u>の決議方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の決議方法)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会</u>の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役</u>の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第40条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意的かつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 計算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第1条 第58期定時株主総会終結前の<u>監査役</u> (<u>監査役であったものを含む。</u>)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めによる。</u></p>